

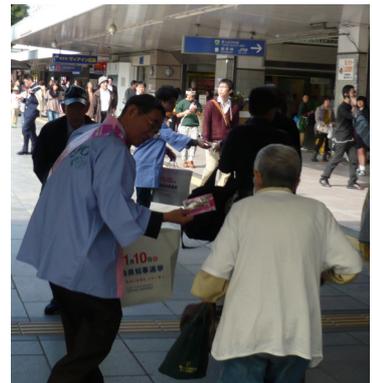
平成25年11月10日執行
広島県知事選挙
広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙

1	あらかし	1
2	事務執行日程	2
3	選挙人名簿登録者数	9
	(1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録	9
	(2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録	9
4	選挙長及び開票管理者	10
	(1) 選挙長及び同職務代理者	10
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	10
5	選挙事務関係者	11
	(1) 投票事務関係者	11
	(2) 開票事務関係者	12
6	選挙啓発事業	13

(別冊1) 広島県知事選挙

(別冊2) 広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙

街頭での啓発グッズの配布



区役所等に掲出した懸垂幕



議会棟前に掲出した懸垂幕



J R広島駅の大型看板



花電車



ポスター掲示場

(広島県知事選挙)



ポスター掲示場

(広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙)



投票風景



開票風景



1 あらまし

今回の広島県知事選挙は、広島県知事の任期が平成25年11月28日に満了することに伴い行われたものであり、広島県選挙管理委員会は、7月3日の委員会において第18回広島県知事選挙を10月24日（木）に告示し、投票日を11月10日（日）にすることを決定した。

また、これにあわせて、広島市安佐北区選挙区の広島県議会議員が1人欠員しているため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、広島県知事選挙の執行と同時に広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙を行うこととし、告示日を11月1日（金）とした。

広島市以外の広島県内においては、広島県知事と同時に広島県議会議員三原市世羅郡選挙区補欠選挙及び呉市長選挙が、それぞれ執行された。

広島県知事選挙には、2人が立候補し、投票率は、前回（平成21年11月8日執行）の33.71%と比べて、1.74ポイント低い31.97%となった。

広島市においても、前回の32.56%を2.70ポイント下回る29.86%の投票率であった。

開票の結果、ゆざき英彦候補（無所属）646,316票、大西オサム候補（無所属）81,141票となり、現職のゆざき英彦候補が当選した。

広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙においては4人が立候補し、投票率は33.58%であった。

開票の結果、渡辺のりこ候補（自由民主党）18,837票、今枝仁候補（日本維新の会）12,656票、清水ていこ候補（日本共産党）5,756票、正木あつし候補（無所属）2,193票となり、渡辺のりこ候補が当選した。

(2)

2 事務執行日程

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
				<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画の決定 臨時啓発事業計画の策定及び実施 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 諸印刷物の発注依頼 投票・開票事務取扱要領の検討 選挙公報配布実施計画の決定 区選管等との打合せ 選挙事務従事者(市職員)の協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画及び事務分担の決定 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 開票管理者及び同職務代理者の内定 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 投票・開票事務従事者の選定 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 選挙のお知らせ関係事務 個人演説会関係事務 ホスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 選挙人名簿選挙時登録の準備 投票箱等投票・開票器材の配送計画 選挙公報配布の補完措置 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 区広報紙へ臨時啓発記事掲載依頼 区役所懸垂幕のぼり掲示場所の確認 				<ul style="list-style-type: none"> 投票用紙の区分 ※ 県知事選挙 白色の用紙に黒色のインクで印刷 ※ 県議補選 ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷
8月30日	金	-72	-55	<ul style="list-style-type: none"> 後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始(任期満了の日前90日から選挙期日まで) 	法199の5					任期満了日 11月28日
8月31日	土	-71	-54							
9月1日	日	-70	-53							
9月2日	月	-69	-52							
9月3日	火	-68	-51							
9月4日	水	-67	-50							
9月5日	木	-66	-49							
9月6日	金	-65	-48							
9月7日	土	-64	-47							
9月8日	日	-63	-46							
9月9日	月	-62	-45							
9月10日	火	-61	-44							
9月11日	水	-60	-43							
9月12日	木	-59	-42							
9月13日	金	-58	-41							
9月14日	土	-57	-40							
9月15日	日	-56	-39							
9月16日	祝	-55	-38							
9月17日	火	-54	-37							
9月18日	水	-53	-36							
9月19日	木	-52	-35	町名・投票区・投票所名ファイル出力:区選管へ送付						
9月20日	金	-51	-34							
9月21日	土	-50	-33							
9月22日	日	-49	-32							
9月23日	祝	-48	-31							
9月24日	火	-47	-30							
9月25日	水	-46	-29							
9月26日	木	-45	-28							
9月27日	金	-44	-27			町名・投票区・投票所名ファイル修正分:市選管へ送付				
9月28日	土	-43	-26							
9月29日	日	-42	-25			■ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限(任期が終わる日の60日前から可能)	令17.市事12の2			
9月30日	月	-41	-24	<ul style="list-style-type: none"> 電算機・タ現在日 町名・投票区・投票所名ファイル修正分:情報システム課へ提出 						
10月1日	火	-40	-23	△ ホスター掲示場設置業務(落札決定)		<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録の移替延期開始(選挙期日まで) 	令17			
10月2日	水	-39	-22	投票区スペースリスト出力:区選管へ送付		投票区スペースリスト修正分:市選管へ送付				
10月3日	木	-38	-21	<ul style="list-style-type: none"> 投票区スペースリスト修正分:情報システム課へ提出 選挙マスタ作成 						

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月4日	金	-37	-20	△ポスター掲示場設置業務(契約締結) ・縦覧リスト等出力 ・投票受付システム用データ作成						
10月5日	土	-36	-19	・投票区索引簿:出力・カット (10月10日まで) ・選挙のお知らせ:出力・カット (10月15日まで)						
10月6日	日	-35	-18							
10月7日	月	-34	-17	△選挙係長担当者会議 15:00 中区役所3階第2会議室 ・縦覧リスト等:区選管配付		・縦覧リスト等:受領・点検				
10月8日	火	-33	-16							△市区町事務打合せ 自治会館201 13:00
10月9日	水	-32	-15							・投票用紙印刷(県選管)
10月10日	木	-31	-14	△市・区選管委員長、事務局長合同会議 16:00 中区役所3階第2・3会議室						△投開票速報送信テ スト
10月11日	金	-30	-13	・投票区索引簿:区選管へ引継ぎ		・投票区索引簿:受領・点検 ・投票用紙受領 △ポスター掲示場設置開始				・立候補予定者説明 会(県知事) 自治会 館101 10:00 ・投票用紙発送(県選 管)
10月12日	土	-29	-12							
10月13日	日	-28	-11							
10月14日	祝	-27	-10							
10月15日	火	-26	-9	・市広報紙に記事掲載						
10月16日	水	-25	-8	・選挙のお知らせ:区選管へ引継ぎ		・選挙のお知らせ:受領・点検				
10月17日	木	-24	-7							・立候補予定者説明 会(県議) 自治会館 101 10:00
10月18日	金	-23	-6			・選挙事務従事者データを市選管へ 提出(従事者確定分)				
10月19日	土	-22	-5							
10月20日	日	-21	-4			・ポスター掲示場設置完了				
10月21日	月	-20	-3			■選挙人名簿選挙時登録者書面の 縦覧場所の告示期限 ・ポスター掲示場設置検収	法23			△投・開票速報リハー サル(第1回)
10月22日	火	-19	-2							
10月23日	水	-18	-1	・選挙人名簿登録者数:報告受理 ・選挙人名簿登録者数の報告(県選管 へ) ●委員会開催 15:00 選挙管理委員室 ■選挙権を有する者の総数の50分の1,3 分の1及び6分の1の数の告示 ・各任命権者への投・開票事務従事の承 認依頼	市事18 地自法 74,75,76, 80,81,86 ,地教法 8,合併特 例法4の2	・選挙人名簿登録基準日:登録日 ・選挙人名簿登録者数を県選管・市 選管へ報告 ●委員会開催 ・選挙のお知らせ発送 ・不在者投票用紙等の郵送による事 前交付開始 ■公営ポスター掲示場の設置場所の告 示 ・投・開票事務従事者辞令書(写 し):市選管へ送付	法22 令22,事 12,市事 18 令31,市 事25 令53,59 の4,市事 47の2 法144の2			

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月24日	木	-17	0	広島県知事選挙：選挙期日の告示日						<ul style="list-style-type: none"> 《県知事》立候補届出
				<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告幕の掲出 花電車の運行 期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所) 選挙事務所設置(異動)報告受理 区選管から掲載順序の報告受理 	<ul style="list-style-type: none"> 投票管理者及び同職務代理人(投票所及び期日前投票所)の選任告示 投票所及び期日前投票所の告示 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 開票管理者及び同職務代理人の選任告示 開票の場所及び日時の告示 開票立会人となるべき者を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 不在者投票の投票記載場所の告示 開票立会人届出受理開始 選挙事務所設置(異動)届出受理開始・同報告(市選管へ) ポスター掲示場掲示開始 ポスター掲示の便宜供与 公営施設使用の個人演説会開催届出受理開始 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日)・異議申出期限 選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ候補者の氏名等の通知 期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び区選管への届出 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ) 17:20 掲載順序の結果:市選管へ報告 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ 選挙周知用懸垂幕のぼり:区役所掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 法37、令25,49の7、市事20,45の2 法41,48の2、市事24,45の2 法40、市事23 法175、運56、市事156 法61、令68、市事51 法64 法62、市事52 事33、市事46 法62、市事53 法130、令108、市事87 法144の2、市事104 令111の2、市事107 法163、令112 法23,24 法29 令92 法38,48の2、令27,49の7、市事111、法40 法175③、運56 令32,49の7、市事26 令28、令49の7 				
10月25日	金	-16	1			<ul style="list-style-type: none"> 《県知事》期日前投票及び不在者投票開始区役所・出張所 8:30~20:00 期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 中区 	<ul style="list-style-type: none"> 法48の2,49、令50~ 法175②、令125の4 			
10月26日	土	-15	2			<ul style="list-style-type: none"> 《県知事》公営施設使用の個人演説会開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法161,163、令112 			
10月27日	日	-14	3							
10月28日	月	-13	4			<ul style="list-style-type: none"> △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 南区、西区 				<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報印刷(県選管)
10月29日	火	-12	5	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報の受領 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報の受領 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 東区、安佐南区、佐伯区 				<ul style="list-style-type: none"> 選挙公報発送(県選管)
10月30日	水	-11	6	<ul style="list-style-type: none"> △開票等事務打合せ会 10:00 選挙管理委員会 		<ul style="list-style-type: none"> △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 安佐北区、安芸区 △開票事務打合せ会(進行指揮者) 15:00 中区 				

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月31日	木	-10	7	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録者数:報告受理 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) ●委員会開催 15:00 選挙管理委員室 ■選挙権を有する者の総数の50分の1.3分の1及び6分の1の数の告示 選挙公報:新聞折込により配布(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) 	<ul style="list-style-type: none"> 市事18 地自法74,75,76,80,81,86,地教法8,合併特例法4の2 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録基準日・登録日(安佐北区のみ) 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告 ●委員会開催 選挙のお知らせ発送(新規登録者分) ■公営ポスター掲示場の設置場所の告示 	<ul style="list-style-type: none"> 法22 令22,23の16,事12,83,市事18,18の9 令31,市事25 法144の2 			
11月1日	金	-9	8	<p style="text-align: center;">広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙：選挙期日の告示日</p>						
				<ul style="list-style-type: none"> 立候補届出状況の速報受理 選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 掲載順序の報告受理 	<ul style="list-style-type: none"> 法130,令108,市事87 	<p>【県議補欠選挙】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島県知事選挙及び広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙に係る選任等の告示(安佐北区) ■投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の選任告示 ■投票所及び期日前投票所の告示 ■投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■開票の場所及び日時の告示 ■投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 ■開票立会人となるべき者を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 開票立会人届出受理開始 ■不在者投票の投票記載場所の告示 選挙事務所設置(異動)の届出受理・同報告(市選管へ) 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)17:20 掲載順序の結果を市選管へ報告 公営ポスター掲示場への掲示開始 ポスター掲示の便宜供与 公営施設使用の個人演説会開催の申出受理開始 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間) 選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限 投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ △開票班長・副班長打合せ会 15:00 中区 △開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 南区、佐伯区 市広報紙(区版)に記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 法37,令25,49の7,市事20,45の2 法41,48の2,市事24,45の2 法40,市事23 法61,令68,市事51 法64 法175,運56,市事156 法62,市事52 法62,市事53 市事46 法130,令108,市事87 法175③,運56 法144の2,市事104 令111の2,市事107 法163,令112 法23 法24 令92 令32,49の7,市事26 令28,令49の7 	<ul style="list-style-type: none"> 立候補届出者の氏名等の告示 ■選挙立会人となるべき者を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 選挙立会人の届出受理開始 候補者の被選挙権調査 候補者の氏名等の報告(市選管),通知(住所地の区長・区選管) 立候補届出状況の速報(県・市選管へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 法86の4,市事73 法76,市事68 法76 法72,市事75 法86の4,令92,市事74 法86の4,令92,市事74 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議補欠選挙】立候補届出

(6)

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
11月2日	土	-8	9			【県議補欠選挙】 ・ 期日前投票及び不在者投票開始 8:30~20:00 安佐北区 ・ 期日前投票所及び区選管委員長 が管理する不在者投票記載場所 内に候補者の氏名等を掲示	法48の 2,49,令 50~ 法175②, 令125の 4,連56			
11月3日	日	-7	10	・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡 回啓発)		【県議補欠選挙】 ・ 公営施設使用の個人演説会開始	法 161,163, 令112			
11月4日	祝	-6	11							
11月5日	火	-5	12			・ 投票立会人選任内申期限 △ 開票事務打合せ会(進行指揮者・ 班長) 15:00 東区、西区、安佐南区、 安佐北区	市事21			△ 投・開票速報リハー サル(第2回)
11月6日	水	-4	13			● 委員会開催(投票立会人選任) ・ 重度身体障害者及び要介護者の 郵便等による不在者投票の投票用 紙等の請求期限 ・ 選挙事務所閉鎖について通知(投 票所から300m以内にあるもの) △ 開票審査係研修会 14:00 安芸区 △ 開票事務打合せ会(進行指揮者・ 班長) 15:00 安芸区	令59の 4,65の11 ① 法132			△ 速報・結果報告打合 せ会 税務306 10:30
11月7日	木	-3	14	・ (補充立候補の場合) 区選管から掲載順序の報告受理		・ 投票立会人の選任:本人及び投票 管理者への通知期限 ・ 開票立会人届出期限 ・ 開票立会人を定めるくじ (県知事 17:20) (県議補欠 17:30) ・ 開票立会人が3人に満たない場合 の補充選任:本人及び開票管理者 への通知 ・ 公営施設使用の個人演説会開催 申出受理最終日 ・ (補充立候補の場合)投票記載所 に掲示する候補者の氏名等の掲載 順序を定めるくじ (県知事 17:40) (県議補欠 17:50) (掲載順序の結果を市選管へ報 告)	法38,令 27,市事 21 法62,令 69,市事 53 法62 法62,令 70の2,市 事54,55 法163 法175③, 連56			・ 補充立候補届出期 限
11月8日	金	-2	15			・ 選挙公報:配布期限 ・ 投票所器材送致	法170			街頭啓発(於:広島 市)12:00
11月9日	土	-1	16	・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡 回啓発)8:30~17:00 ・ 当日有権者予定者数:速報受理	選 挙 運 動 最 終 日					
						・ 期日前投票・不在者投票最終日 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※各区繁華街で啓発物資を配布 ・ 投票所設営 ・ 開票所設営 ・ 当日有権者予定者数:市選管へ 速報 ・ 投票記載所に掲示する候補者:投 票管理者へ引継ぎ ・ 期日前投票を投票管理者(期日前 投票所)から受領 ・ 投票用紙及び抄本等を投票管理 者(投票所)へ引継ぎ	法48の2 ①,49,令 50 令32,事 23,市事 26 法175 法55,48 の2②,令 49の10 令28			

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考											
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令												
11月10日	日	0	17	<p style="text-align: center;">広島県知事選挙・広島県議会議員広島市安佐北区補欠選挙選挙期日</p> <p style="text-align: center;">●委員会開催</p> <p style="text-align: center;">(投 票)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> 投票状況:速報受理(1時間毎及び結果) 宣伝車による投票の呼びかけ 広報車 11台 不在者投票転送(17:30,18:30:郵便事業株式会社広島支店へ) </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> 投票状況:県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果) 投票時間 7:00~20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00~18:00 金 輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一 7:00~18:00 上多田 7:00~18:00 投票区数 広島市計274区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 37区 安佐南区39区 安佐北区60区 安芸区 17区 佐伯区 43区 投票記載所へ候補者の氏名表等揭示 法175,運56 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 法134 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 令60,61 期日前投票を開票管理者へ送致 法55,48の2② </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> 事52,市事43,法40 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(開 票)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> 開票状況:速報受理(22:00から30分毎及び結果) ●委員会開催 22:30 選挙管理委員室 </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> 投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付 法55,48の2② 開票開始時刻 21:20 法64 開票状況(22:00から30分毎及び結果)速報:県選管・市選管へ 法66,市事62,法63 開票所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高校 西 区 広島市立観音小学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校 </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> ●選挙会開催(安佐北区) 10:00 開票録写し,開票結果の報告書を検収 法66③,80,令74,法83 選挙録の作成 当選人決定の報告 法101の3,事76,市事77 選挙録等の送付 法83,令85,事77,市事77 当選証書の付与(安佐北) 11:00 </td> </tr> </table>							<ul style="list-style-type: none"> 投票状況:速報受理(1時間毎及び結果) 宣伝車による投票の呼びかけ 広報車 11台 不在者投票転送(17:30,18:30:郵便事業株式会社広島支店へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 投票状況:県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果) 投票時間 7:00~20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00~18:00 金 輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一 7:00~18:00 上多田 7:00~18:00 投票区数 広島市計274区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 37区 安佐南区39区 安佐北区60区 安芸区 17区 佐伯区 43区 投票記載所へ候補者の氏名表等揭示 法175,運56 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 法134 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 令60,61 期日前投票を開票管理者へ送致 法55,48の2② 	<ul style="list-style-type: none"> 事52,市事43,法40 	<ul style="list-style-type: none"> 開票状況:速報受理(22:00から30分毎及び結果) ●委員会開催 22:30 選挙管理委員室 	<ul style="list-style-type: none"> 投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付 法55,48の2② 開票開始時刻 21:20 法64 開票状況(22:00から30分毎及び結果)速報:県選管・市選管へ 法66,市事62,法63 開票所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高校 西 区 広島市立観音小学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ●選挙会開催(安佐北区) 10:00 開票録写し,開票結果の報告書を検収 法66③,80,令74,法83 選挙録の作成 当選人決定の報告 法101の3,事76,市事77 選挙録等の送付 法83,令85,事77,市事77 当選証書の付与(安佐北) 11:00 					
<ul style="list-style-type: none"> 投票状況:速報受理(1時間毎及び結果) 宣伝車による投票の呼びかけ 広報車 11台 不在者投票転送(17:30,18:30:郵便事業株式会社広島支店へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 投票状況:県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果) 投票時間 7:00~20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00~18:00 金 輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一 7:00~18:00 上多田 7:00~18:00 投票区数 広島市計274区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 37区 安佐南区39区 安佐北区60区 安芸区 17区 佐伯区 43区 投票記載所へ候補者の氏名表等揭示 法175,運56 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 法134 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 令60,61 期日前投票を開票管理者へ送致 法55,48の2② 	<ul style="list-style-type: none"> 事52,市事43,法40 																			
<ul style="list-style-type: none"> 開票状況:速報受理(22:00から30分毎及び結果) ●委員会開催 22:30 選挙管理委員室 	<ul style="list-style-type: none"> 投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付 法55,48の2② 開票開始時刻 21:20 法64 開票状況(22:00から30分毎及び結果)速報:県選管・市選管へ 法66,市事62,法63 開票所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高校 西 区 広島市立観音小学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ●選挙会開催(安佐北区) 10:00 開票録写し,開票結果の報告書を検収 法66③,80,令74,法83 選挙録の作成 当選人決定の報告 法101の3,事76,市事77 選挙録等の送付 法83,令85,事77,市事77 当選証書の付与(安佐北) 11:00 																			
11月11日	月	1	18	<ul style="list-style-type: none"> ホスター掲示場撤去開始 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙結果:県選管・市選管へ報告(開票録写し・結果報告書) 選挙結果の記録整理 投票所・開票所器材撤収及び整理 	<ul style="list-style-type: none"> 事77 	<ul style="list-style-type: none"> ●選挙会開催(安佐北区) 10:00 開票録写し,開票結果の報告書を検収 法66③,80,令74,法83 選挙録の作成 当選人決定の報告 法101の3,事76,市事77 選挙録等の送付 法83,令85,事77,市事77 当選証書の付与(安佐北) 11:00 	<ul style="list-style-type: none"> 法78 	<ul style="list-style-type: none"> 結果報告書検収 											
11月12日	火	2	19	<ul style="list-style-type: none"> 礼状発送 		<ul style="list-style-type: none"> 礼状発送 				<ul style="list-style-type: none"> 選挙会(県知事選挙) 											
11月13日	水	3	20			<ul style="list-style-type: none"> ホスター掲示場撤去に伴う検収 															
11月14日	木	4	21																		
11月15日	金	5	22																		
11月16日	土	6	23																		
11月17日	日	7	24																		
11月18日	月	8	25																		
11月19日	火	9	26																		
11月20日	水	10	27																		
11月21日	木	11	28																		
11月22日	金	12	29																		
11月23日	土	13	30																		

(8)

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務(安佐北区)		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
11月24日	日	14	31							
11月25日	月	15	32							・ 選挙の効力に関する 異議申出期限(法 202①)県知事・県 議 ・ 選挙運動費用収支 報告書提出期限(法 189①)県知事・県 議 ・ 当選の効力に関する 異議申出期限(法 206①)県議
11月26日	火	16	33							・ 当選の効力に関する 異議申出期限(法 206①)県知事
11月27日	水	17	34							
11月28日	木	18	35							・ 任期満了日
11月29日	金	19	36							
11月30日	土	20	37							
12月1日	日	21	38							
12月2日	月	22	39							
12月3日	火	23	40							
12月4日	水	24	41							
12月5日	木	25	42							
12月6日	金	26	43							
12月7日	土	27	44							
12月8日	日	28	45							
12月9日	月	29	46							
12月10日	火	30	47							
12月11日	水	31	48							
12月12日	木	32	49							

凡 例
法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令
事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程
市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程 地自法 = 地方自治法 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律

3 選挙人名簿登録者数

(1) 広島県知事選挙にかかる選挙時登録

今回の広島県知事選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成25年10月23日

ただし、年齢については、選挙期日（11月10日）により算定

区名	平成25年10月23日現在の選挙人名簿登録者数		
	男(人)	女(人)	計(人)
中	48,193	57,727	105,920
東	46,307	51,206	97,513
南	55,006	58,261	113,267
西	71,588	78,181	149,769
安佐南	88,396	93,565	181,961
安佐北	58,559	64,730	123,289
安芸	31,368	32,193	63,561
佐伯	52,777	57,122	109,899
広島市 計	452,194	492,985	945,179
広島県 計	1,109,104	1,212,535	2,321,639

② 登録の日

平成25年10月23日

③ 縦覧期間

平成25年10月24日

(2) 広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録

安佐北区において、広島県知事選挙と同時に行う広島県議会議員補欠選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

これにより、新たに登録された者は、広島県知事選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成25年10月31日

ただし、年齢については、選挙期日（11月10日）により算定

② 登録の日

平成25年10月31日

区名	平成25年10月31日現在の選挙人名簿登録者数		
	男(人)	女(人)	計(人)
安佐北	58,531	64,718	123,249

③ 縦覧期間

平成25年11月1日

4 選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理人

① 広島県知事選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙長	同職務代理人
国政 道明	村上 明雄

② 広島県議会議員補欠選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙区名	選挙長	同職務代理人
広島市安佐北区	秦 清	吉原 靖樹

(2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区名	開票管理者	同職務代理人
中	安村 和幸	城 一博
東	前川 秀雅	西村 正
南	大原 貞夫	住田 雄二
西	爲末 和政	向井 政博

区名	開票管理者	同職務代理人
安佐南	渡部 邦昭	吉原 武
安佐北	秦 清	藤本 誠
安芸	荒井 秀則	大東和 政仁
佐伯	久笠 信雄	国本 善平

5 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については、広島県知事選挙においては全事務従事者の30.62%を、広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙においては全事務従事者の45.26%を、それぞれ民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

広島県知事選挙

区 分	投票 管理者	投票 立会人	投票事務従事者				
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計	
選挙当日 投票所	中	23	81	-	128	58	186
	東	22	89	-	134	59	193
	南	33	90	-	162	76	238
	西	37	124	-	223	90	313
	安佐南	39	112	-	211	102	313
	安佐北	60	174	2	247	187	436
	安芸 佐伯	17	39	-	87	43	130
	市 計	274	810	2	1,395	709	2,106
期日前 投票所	中	16	64	92	91	32	215
	東	32	128	27	125	96	248
	南	16	20	19	99	4	122
	西	16	25	17	59	5	81
	安佐南	63	38	37	224	28	289
	安佐北	64	251	106	67	207	380
	安芸 佐伯	64	36	16	53	28	97
	市 計	303	632	358	866	448	1,672
合 計	中	39	145	92	219	90	401
	東	54	217	27	259	155	441
	南	49	110	19	261	80	360
	西	53	149	17	282	95	394
	安佐南	102	150	37	435	130	602
	安佐北	124	425	108	314	394	816
	安芸 佐伯	81	75	16	140	71	227
	市 計	577	1,442	360	2,261	1,157	3,778

広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙

区 分	投票 管理者	投票 立会人	投票事務従事者			計
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	
選挙当日投票所	60	174	2	247	187	436
期日前投票所	32	126	58	57	114	229
合 計	92	300	60	304	301	665

(12)

(2) 開票事務関係者

区名	開票管理者	開票立会人		開票事務従事者		
		①知事	②県議	市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	3	—	23	93	116
東	1	3	—	23	112	135
南	1	3	—	22	126	148
西	1	3	—	24	134	158
安佐南	1	3	—	22	102	124
安佐北	1	3	3	16	242	258
安芸	1	3	—	24	65	89
佐伯	1	3	—	27	108	135
市計	8	24	3	181	982	1,163

6 選挙啓発事業

広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記していないものは告示日から実施)

種別	事項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館(69)、勤労青少年ホーム(2)、地域福祉センター(4)、区スポーツセンター等(13)、区民文化センター(7)、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学(10) (108か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所(12か所) 出張所(11か所)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	J R広島駅南口、中央公園、 J R西広島駅前 (3か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	(新規) ④ 大ポスターの掲出	J R五日市駅自由通路	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大ポスターを掲出した。
	⑤ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 (131か所)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑥ 懸垂幕の掲出	市役所広報塔、各区役所 (9か所)	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑦ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地 (135本)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
参考 (県実施)	○ ポスターの掲出	官公庁、主要企業、百貨店等	ポスターを配布し掲出した。
		●公共交通機関 (J R駅、J R車両、路面電車、バス、アストラムライン)	J R駅及び公共交通機関の車内にポスターを掲出した。
	○ 大看板の掲出	県庁前、J R広島駅新幹線口	周知用大看板を掲出した。
	○ のぼりの掲出	県庁周辺	周知用のぼりを掲出した。
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区選管での街頭啓発	各区において、区内繁華街等で啓発グッズを配布した。
		イ 県選管との合同街頭啓発 ・実施日 11/8(金) ・実施場所 八丁掘交差点一帯	マスコミに選挙に関する記事を掲載してもらうため、投票日直前に県・市選管が合同で大規模な街頭啓発を行った。
		ウ 市明推協及び選挙ユースボランティア等による街頭啓発 ・エディオンスタジアム前の広場 実施日 10/26(土) ・J R広島駅前 実施日 11/2(土)	市明推協と選挙ユースボランティア等により、市内の主要場所やイベント会場で啓発グッズを配布した。

●は事業者提案事業

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等	② 宣伝車による巡回	・実施日 11/3(日), 11/9(土), 11/10(日) ・宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
	③ 花電車の運行	広島駅～広島港～広電西広島 10/24(木)～11/10(日)	選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。
参 考 (県実施)	● “ご当地ダンス”による啓発	「広島県知事選挙を盛り上げ隊」を結成し、大学祭、地方イベントへ参加	大学等のグループによるダンスパフォーマンスを披露し参加型啓発事業を展開した。
	● “フラッシュモブ”の実施	11/4(月) 広島駅南口地下広場	参議院選挙に引き続き、フラッシュモブを実施した。
	● 「ひろしまフードフェスティバル」での啓発	10/26(土), 10/27(日) 中央公園等	ブース設置における選挙啓発
	● 学園祭での啓発	市内の大学	学園祭で啓発グッズを配布した。
	● ラッピング電車での啓発	10/24(木)～11/10(日)	広電3連接電車に選挙啓発のラッピングをして走らせた。
●は事業者 提案事業	① 市の広報番組での広報	10/24(木)～11/9(土)	市広報枠のラジオ番組及びラジオスポットで投票を呼びかけた。
	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	10/15(火)～11/10(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	③ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 10/15号、11/1号	市広報紙「市民と市政」に選挙に関する記事を掲載した。
	④ 大型ディスプレイ (デジタルサイネージ)での広報	(市設置) シヤレオ中央広場、広島駅南口地下広場、市役所本庁 (3か所)	本市が設置している大型ディスプレイ等(デジタルサイネージ)に、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
		(新規) 民間施設のデジタルサイネージ	広島市デジタルサイネージコンテンツ共有システムへ選挙啓発コンテンツを登録し利用を推進した。
	(新規) ⑤ 区役所広告モニターでの広報	各区役所(8か所) 10/24(木)～11/8(金)	各区役所1階に設置している広告モニターに、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
⑥ Jリーグの公式戦における大型ビジョンでの広報	Jリーグ公式戦開催日	スタジアムの大型ビジョンに、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。	

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
参 考 (県実施)	● インターネットによる啓発事業	「広島県知事選挙を盛り上げ隊」のホームページ開設	ホームページと動画・SNSを連動させた啓発を展開した。
		LINE@の活用	LINE@を使ったプロモーションを展開した。
	○ テレビ・ラジオ	テレビ：在広4局 ラジオ：在広3局	啓発スポットを放送した。
	○ 県の広報番組等	県の広報番組・ホームページ	選挙名、投票日及び選挙制度を周知した。
	○ 新聞広告	全国5紙及び地方紙2紙	啓発記事を掲載した。
●は事業者 提案事業	○ 街頭大型ビジョン	広島市内3箇所	啓発スポットを放送した。
	その他		
その 他	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。

広島県議会議員補欠選挙（安佐北区選挙区）への対応

種 別	事 項	時期・場所等	補選による対応
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館(10)、区スポーツセンター(1)、区民文化センター(1)、大学(1) (13か所)	補選告示日に補選名を併記したシール対応により補正
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所(1か所) 出張所(3か所)	補選告示日に補選名を併記したシール対応により補正
	⑤ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域等 (16か所)	他区と別仕様(補選名併記)
	⑥ 懸垂幕の掲出	区役所(1か所)	補選告示日に補選名を併記したものに掲出変更
	⑦ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地(20本)	補選告示日に補選名を併記したものに掲出変更
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 区選管での街頭啓発	補選名を併記したグッズを作成
	② 宣伝車による巡回	・実施日 11/3(日), 11/9(土), 11/10(日) ・宣伝車 2台	アナウンスに補選名を入れた。(県選管が作成)
広報活動等	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	10/15(火)～11/10(日)	補選を含めた掲載とした。
	③ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 10/15号	補選を含めた掲載とした。
	(新規) ⑤ 区役所広告モニターでの広報	区役所(1か所) 10/24(木)～11/8(金)	補選を含めた掲載とした。
その 他	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	区役所、出張所	補選を含めた掲載とした。
	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等	放送原稿に補選名を入れた。

広報ひろしま 市民の市政

平成25(2013)年

10.15

通巻1506号
広報紙は1日と15日に発行します

市役所あれこれ便利電話
おしえてコールひろしま
年中無休8～22時
☎082-504-0822

●担当課へは各課直通ダイヤルで

ひろしま市民と市政 平成25年(2013年)10月15日

3

県知事選挙・県議会議員補欠選挙(安佐北区選挙区)

11月10日(日)は投票に行きましょう



●投票時間は午前7時～午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時です。

●投票できる人

県知事選挙=平成5年11月11日までに生まれた人で、今年10月23日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月23日までに住民基本台帳に登録された人)

県議補欠選挙=平成5年11月11日までに生まれた人で、今年10月31日現在、安佐北区内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月31日までに住民基本台帳に登録された人)

●市内で転居した人

県知事選挙=既に広島市の選挙人名簿に登録されている人で、9月30日までに市内転居の届け出をした人は現在の住所地で、10月1日以降に転居の届け出をした人は以前の住所地で投票できます。

県議補欠選挙=既に広島市の選挙人名簿に登録されている人で、9月30日までに安佐北区から他の区へ転居の届け出をした人は投票できません。10月1日以降に安佐北区から他の区へ転居の届け出をした人は以前の住所地で投票できます。

●県内の他の市町から転入した人

県知事選挙は7月24日以降に、県議補欠選挙は8月1日以降に転入した人は、広島市の選挙人名簿に登録されていないため、広島市では投票できません。詳しくは以前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●はがき「選挙のお知らせ」で投票所などのご確認を

投票できる人には、はがき「選挙のお知らせ」を郵送します。投票場所、時間などを確認し、投票所へご持参ください。

(当日、はがきを忘れても投票できます) はがきが届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

●点字投票や代筆による投票

目の不自由な人は、点字投票ができます。また、手が不自由などのため自分で投票できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。

●選挙公報を配布します

選挙公報(県知事選挙のみ)を、10月31日(休)の朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経新聞)に折り込む予定です。公民館などにも備え付けます。

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事などで投票に行けない人は、投票日の前に投票できます。

【日時】10月25日(金)～(県議補欠選挙は11月2日(土)～)11月9日(土)の午前8時～午後8時(土・日曜日、祝日も投票できます)

【投票できる場所】県知事選挙=住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)

県議補欠選挙=安佐北区役所、安佐区内の出張所

●不在者投票のご利用も

長期間の出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。(あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせを)

●選挙運動のご注意

候補者・政党などは①ウェブサイト(ホームページ、ブログ、ツイッター²)や②電子メールを利用した選挙運動が可能です。一般の有権者は①は可能ですが、②は禁止されています。また、選挙運動期間外や未成年者による選挙運動も禁止されています。違反した場合、処罰の対象になりますのでご注意ください。

区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、区選挙管理委員会(☎は下記、ファクスは6分左)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753



選挙事務臨時職員募集

11月10日(日)に行われる「広島県知事選挙」において、区内の各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】10,600円(所得税引き後10,551円)

※臨時職員用の駐車場はありませんのでご注意ください。

西区選挙管理委員会(区政調整課内) (☎504-2543、☎541-3835)へ

西区民だより

募集します

■選挙事務臨時職員

11月10日(日)に行われる「広島県知事選挙」の当日、区内の各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】10,600円(所得税引き後10,551円)

西区選挙管理委員会事務局(区政調整課内) (☎532-0925、☎232-9783)

西区民だより

◆11月10日(日)投票

広島県知事選挙の投票所が変わります

都町、福島町一丁目、福島町二丁目、小河内町一丁目、小河内町二丁目にお住まいの方は、西地域交流センター(いきいきプラザ)から、ふくしま保育園(福島町一丁目18-1)へ投票所が変わります。
西区選挙管理委員会事務局 (☎532-0925、☎232-9783)



選挙事務臨時職員募集

11月10日(日)に行われる「広島県知事選挙」において、区内の各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】10,600円(所得税引き後10,551円)

※臨時職員用の駐車場はありませんご注意ください。

区選挙管理委員会(区政調整課内) (☎831-4927、☎877-2299)へ

11月10日(日)は広島県知事選挙・広島県議会議員補欠選挙(安佐北区選挙区)の投票日です。



11月10日(日)



■ 広島県知事選挙

■ 広島県議会議員補欠選挙

(広島市安佐北区選挙区)

投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

★ 南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

[>>>投票区・投票所一覧表](#)

1 投票日当日に広島市で投票できる人

■ 広島県知事選挙

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成5年11月11日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
- (3) 平成25年10月23日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人(7月23日までに住民基本台帳に記録された人)

なお、(1)～(3)以外にも、次項の広島県議会議員補欠選挙ができる人は広島県知事選挙も投票できます。

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

区分		投票する所
市外から 広島市へ 転入 (注)	平成25年7月23日までに届出をした人	広島市
	平成25年7月24日以降に届出をした人	元の住所地(県内の他市町)(※)
広島市内で 転居	平成25年9月30日までに届出をした人	新しい住所地
	平成25年10月1日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 県内の他市町へ 転出 (注)	平成25年7月23日までに届出をした人	新しい住所地
	平成25年7月24日以降に届出をした人	広島市(※)

- ◆広島県外へ転出された方は投票できません。
- ◆(※)投票にあたっては、次の(1)～(3)を満たす必要があります。
 - (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
 - (2) 広島県内の市町間で1回だけ住所を変えた人であること
 - (3) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること
- ◆(注)転出先または転入前の県内の他市町で、広島県知事選挙のみ行われる場合に限りです。

■広島県議会議員補欠選挙（広島市安佐北区選挙区）

- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。
 - (1) 日本国籍を持っている人
 - (2) 平成5年11月11日までに生まれた人（投票日に満20歳以上）
 - (3) 平成25年10月31日現在、安佐北区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人（7月31日までに住民基本台帳に登録された人）
- ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

区分		投票する所
市外から 安佐北区へ 転入(注)	平成25年7月31日までに届出をした人	新しい住所地
	平成25年8月1日以降に届出をした人	県議補欠選挙の投票はできません
広島市内で 転居	平成25年9月30日までに届出をした人	新しい住所地
	平成25年10月1日以降に届出をした人	元の住所地
安佐北区から 県内の他市町へ 転出(注)	平成25年7月31日までに届出をした人	県議補欠選挙の投票はできません
	平成25年8月1日以降に届出をした人	元の住所地(※)

- ◆広島県外へ転出された方は投票できません。
- ◆(※)投票にあたっては、次の(1)～(3)を満たす必要があります。
 - (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
 - (2) 広島県内の市町間で1回だけ住所を変えた人であること
 - (3) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること
- ◆(注)転出先又は転入前の県内の他市町で、広島県知事選挙のみ行われる場合に限りです。

2 投票用紙の種類

投票用紙については次のとおりです。

選挙名	用紙の色	記載事項
■広島県知事選挙	白色	候補者名を記載してください。
■広島県議会議員補欠選挙 (広島市安佐北区選挙区)	ピンク色の用紙	候補者名を記載してください。

3 「選挙のお知らせ」のはがき

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を告示日に発送しています。投票するときにご持参ください。

はがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、はがきが届いた後になくされたり、投票される際にはがきを持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

4 期日前投票

■広島県知事選挙

- ◆日 時

10月25日(金)から11月9日(土)の午前8時30分から午後8時まで
(土曜日・日曜日・祝日を含む)

- ◆場 所
選挙人名簿登録地(住所地)の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は敷地内の仮設投票所)
※連絡所ではできません。
- ◆持っていくもの
「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)
※印鑑は必要ありません。

[>>>期日前投票所一覧表](#)

■広島県議会議員補欠選挙(広島市安佐北区選挙区)

- ◆日 時
11月2日(土)から11月9日(土)の午前8時30分から午後8時まで
(土曜日・日曜日・祝日を含む)
- ◆場 所
安佐北区役所、安佐北区内の出張所(安佐出張所は敷地内の仮設投票所)
- ◆持っていくもの
「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)
※印鑑は必要ありません。

5 不在者投票

選挙人名簿登録地の選挙管理委員会における投票日前の投票は、原則、期日前投票になりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

- ◆不在者投票のできる場所
 - 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)
 - 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で行う場合など)
- ◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で行う投票する場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」に登録されている[>>>区の選挙管理委員会](#)へ郵送等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)
[>>>不在者投票請求書・宣誓書](#)

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月6日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。
詳しくは、関連情報 [>>>体が不自由な人の投票は?](#) をご覧ください。

7 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員に申し出てください。

8 選挙公報(広島県知事選挙のみ)

候補者の氏名、政見、経歴等を掲載した選挙公報を、10月31日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に新聞折込によりお届けしています。
また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届き次第、備え付けます。

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、お気軽に申し出てください。

区分	投票区	投票所	投票所の所在地
西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号
〃	安佐第十一投票区	西部会館	安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2

その他、広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は [こちら>>>選挙管理委員会](#)をご覧ください。

10 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会					
市⇒	電話504-2513	南区 ⇒	電話250-8934	安佐北区⇒	電話819-3959
中区⇒	電話504-2544	西区 ⇒	電話532-0925	安芸区⇒	電話821-4903
東区⇒	電話568-7703	安佐南区⇒	電話831-4927	佐伯区⇒	電話943-9753

関連情報

[選挙管理委員会への問い合わせは？](#)

[投票日当日に投票所へ行けない場合は？](#)

[体が不自由な人の投票は？](#)

[成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復等について](#)

広島市役所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [地図](#)
代表電話 082-245-2111

各課お問い合わせ先

[各課直通電話・FAX・Eメールアドレス](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権・免責事項](#)

Copyright © HIROSHIMA City. All rights reserved.

11月10日(日)は広島県知事選挙の投票日です!!

広島市安佐北区選挙区は広島県議会議員補欠選挙も同時に行われます。

選挙人名簿に登録されている人で
最近住所をかえた人はご注意ください。

■広島県知事選挙の投票■

投票ができる人は次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成5年11月11日までに生まれた人
(投票日に満20歳以上)
- ② 平成25年10月23日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(7月23日までに住民基本台帳に登録された人)
なお、①、②以外にも、下記の県議会議員補欠選挙ができる人は県知事選挙も投票できます。

区 分		投票する所
市外から 広島市へ 転入 (注1)	平成25年7月23日までに届出をした人	広島市
	平成25年7月24日以降に届出をした人	元の住所地 (県内の他市町) (注2)
広島市内で 転居	平成25年9月30日までに届出をした人	新しい住所地
	平成25年10月1日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 県内の 他市町へ 転出 (注1)	平成25年7月23日までに届出をした人	新しい住所地
	平成25年7月24日以降に届出をした人	広島市 (注2)

■広島県議会議員補欠選挙(広島市安佐北区選挙区)の投票■

投票ができる人は次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成5年11月11日までに生まれた人
(投票日に満20歳以上)
- ② 平成25年10月31日現在、安佐北区に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(7月31日までに住民基本台帳に登録された人)

区 分		投票する所
市外から 安佐北区へ 転入 (注1)	平成25年7月31日までに届出をした人	安佐北区
	平成25年8月1日以降に届出をした人	県議投票は できません
広島市内で 転居	平成25年9月30日までに届出をした人	新しい住所地 (安佐北区)
	平成25年10月1日以降に届出をした人	元の住所地 (安佐北区)
安佐北区 から県内の 他市町へ 転出 (注1)	平成25年7月31日までに届出をした人	県議投票は できません
	平成25年8月1日以降に届出をした人	安佐北区 (注2)

■ 県外へ転出された方は投票できません。
(注1) 転出先又は転入前の県内の他市町で県知事選挙のみ行われる場合に限る。

(注2) 投票にあたっては、次の①～③を満たす必要があります。
① 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること。
② 広島県内の市町の間で1回だけ住所をかえた人であること。
③ 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票」を提示すること。

(お問合わせ先) 市・区 選挙管理委員会	市	⇒	Tel.504-2513	南 区	⇒	Tel.250-8934	安佐北区	⇒	Tel.819-3959
	中 区	⇒	Tel.504-2544	西 区	⇒	Tel.532-0925	安芸区	⇒	Tel.821-4903
	東 区	⇒	Tel.568-7703	安佐南区	⇒	Tel.831-4927	佐伯区	⇒	Tel.943-9753

投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票用紙の種類

選挙名	用紙の色	記載する事項
広島県知事選挙	白色	候補者氏名
広島県議会議員補欠選挙	ピンク色	候補者氏名

期日前投票

仕事やレジャーなどで、11月10日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。

【期日前投票ができる期間】

10月25日(金)～11月9日(土)
午前8時30分～午後8時(土・日曜日・祝日含む)
※ 県議会議員補欠選挙(安佐北区選挙区)の期日前投票は、11月2日(土)からです。

【場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(安佐出張所は仮設期日前投票所となります。)

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」のはがき(届いているとき)

選挙公報(県知事選挙)

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を10月31日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

他の市区町村での不在者投票

出張などで11月10日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。
「不在者投票請求書・宣誓書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は11月6日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。
① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由等のため、自ら投票用紙に候補者名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。
お気軽に係員に申し出てください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

市内居住者用（県知事選挙のみ）

郵便はがき

選挙のお知らせ

広島県知事選挙

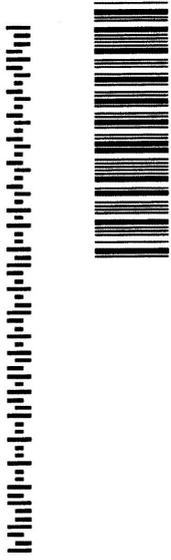
投票日 平成25年11月10日(日) 午前 時から午後 時まで

投票所

料金後納郵便
きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

(差出人)



選挙使用欄
※期日前投票及び不在者投票については、裏面をご覧ください。

（裏）

投票には

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。名簿対照係へ提出してください。

はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

投票所ではお誕生の月日をおたずねして、ご本人であることを確認させていただいています。生まれた年「〇年」は必要ありません。

また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

投票用紙に、候補者名を記入してください。

広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。

この場合、転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。

ただし、市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。

くわしくは 表記の区選挙管理委員会におたずねください。

期日前投票のご案内（ぜひ、ご利用ください。）

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は、期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。）

- 期 間 10月25日(金)から11月9日(土)まで
(土曜日・日曜日・祝日もできます。)
- 時 間 午前8時30分から午後8時まで
- 場 所 住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く。）
※ 連絡所では、できません。
- 持参するもの このはがき（届いているとき）

不在者投票について

住所地の区外に滞在等のため、投票日に表記の投票所に行けない場合や期日前投票ができない場合は、滞在地（他の市区町村）で不在者投票を行うことができます。くわしくは表記の区選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙公報について

選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折込んでお届けします。

新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、表記の区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。

なお、区役所、出張所、公民館などにも、届き次第備え付けます。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

転出者用（県知事選挙のみ）

郵便はがき

料金後納郵便
きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

（差出人）

選挙のお知らせ

広島県知事選挙

投票日

投票所

平成25年 11月10日(日) 午前7時から午後8時まで

※期日前投票及び不在者投票については、裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所地）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

また、市や町の間を2回以上異動した人や、県外に転出した人も投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

- 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする場合
「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。また、このはがきを持参いただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。
- 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合
 - 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきと「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
 - 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
 - 郵便のやりとりに日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間

- 10月25日(金)から11月9日(土)まで
(土曜日・日曜日・祝日もできます。)
- 毎日、午前8時30分から午後8時まで
(広島市以外では、時間や場所について、それぞれの市や町にお問い合わせください。)

不在者投票請求書・宣誓書

私は、平成25年11月10日執行広島県知事選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成25年 月 日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電話	() -

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

転出者用（県知事選挙、県議会議員補欠選挙）

郵便はがき

料金後納郵便
されいな選挙で
明るい未来

選挙事務

（差出人）

広島県知事選挙
広島県議会議員補欠選挙

投票日 平成25年 11月10日（日） 午前 7時から午後 8時まで

投票所

※期日前投票及び不在者投票については、裏面をご覧ください。

知事 県議 () () ()

選管使用欄

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所地）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

また、市や町の間を2回以上異動した人や、県外に転出した人も投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

1 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする場合
「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。
また、このはがきを持参いただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。

2 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合
(1) 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきと「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
(3) 郵便のやりとりに日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間
■県知事 10月25日（金）から11月9日（土）まで
■県議 11月2日（土）から11月9日（土）まで
（土曜日・日曜日・祝日もできます。）
■毎日、午前8時30分から午後8時まで
（広島市以外では、時間や場所について、それぞれの市や町にお問い合わせてください。）

不在者投票請求書・宣誓書

私は、平成25年11月10日執行広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成 25 年 月 日

不在者投票事由
住所移転のため、他の市や町に居住

現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電話	() -

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。